

戦国末期土佐国における地方的中心集落

—高岡郡黒岩新町の事例研究—

小 林 健 太 郎

はじめに

わが国の都市発達史上、戦国末―近世初頭の時期は一大画期をなすものであり、従来も数多くの先学によって京都をはじめ各地の城下町や寺内町、港町などについて優れた論考が発表されてきたが、この時期にその原型がつくられ、近世の在町へと展開して、わが国の結節地域構造の底辺を支えていった地方的中心集落についてはほとんど研究の手が伸びず、この時期の都市発達を総体的・構造的に把握するのを困難にしている。このような研究水準の跛行をいくらかでも打開すべく、筆者はこれまでも福井平野、尾張平野、萩藩領を対象として若干の考察を試み⁽¹⁾、近年は長宗我部地検帳を手懸りとして、天正年間の土佐国における市町⁽²⁾地方的中心集落の研究を進めている⁽³⁾。ここに報告する高岡郡黒岩新町もまたその一事例をなすものである。

一、『長宗我部地検帳』にみる黒岩新町

『黒岩村地検帳』⁽³⁾ (天正一八(一五九〇)年、以下単に『地検帳』と略す)は、小村黒岩の部分(四月二日検地)に、

新町西ノ丁南ノハシ川フチ市ヤシキ付

同(黒岩村)

与介給

一ノ(所)拾六代 下屋敷

片岡分
主作

()内は筆者注。以下同じ。

を筆頭に、「新町」と注記された屋敷群を登録している。この集落を黒岩新町と名付け、その構成や位置、プラン、さらにはその成立と衰退などについて若干の考察を加えることが本稿の目的である。

『地検帳』に登録された「新町」屋敷群の末尾は、

同し(新町)南東丁南ノハシ

同(黒岩村)

久兵衛給

一ノ(所)拾七代三分 下屋敷

同(片岡分)

主作

で、ここで同日の検地は終了している。この間に記された屋敷数は四〇筆で、冒頭部分に「市ヤシキ付」と注記された下田を三筆(総面積一八代五分)挿入している以外はすべて屋敷である。第一表はこの屋敷群の構成を、「新町」を除く小村黒岩(以下、単に黒岩村という)に登録されている四八筆の屋敷と対比して示したもので、黒岩新町の屋敷には出分面積がまったく記されておらず、基本面積の合計は一町三反一一代五分勺才、屋敷一筆当たりの平均面積

第1表 黒岩新町の屋敷構成

| | 屋敷 | | 数 | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|----|-----------|------|--------|-------------------------|---|-----|------|--------|--------|--------|--------|-----|------|------|----|
| | 筆数 | 基本面積 | 出分面積 | 1筆平均面積 | 屋敷の面積規模別構成〔〕は基本面積+出分面積 | | | | | | | | | | | |
| | | 反 | 代 | 反 | 代 | 分 | 代 | <10代 | 10~20代 | 20~30代 | 30~40代 | 40~50代 | 50代 | 1~2反 | 2~3反 | 3反 |
| 黒岩新町 | 40 | 13.11.511 | 反 | 代 | 99.3(16.401) | 2 | 29 | 8 | 1 | | | | | | | |
| 内 | 17 | 5.44.101 | | | 103.8(17.111) | 1 | 11 | 4 | 1 | | | | | | | |
| {新町東ノ丁 新町西ノ丁 | 23 | 7.17.41 | | | 95.9(16.0) | 1 | 18 | 4 | | | | | | | | |
| 黒岩村(除新町) | 48 | 53.39.1 | | | 43.42.5610.25(2.01.401) | 1 | 3 | 8 | 5 | 1 | 1 | 24 | 2 | 2 | 2 | 3 |
| | | | | | [97反32代] | | [1] | | [4] | [7] | [22] | [5] | [9] | | | |

は九九・三分(一六代四分才)となる。これに対して黒岩村の屋敷は、最も多くの屋敷が連続して登録されている部分でも一〇筆にすぎず、その大部分は三〜五筆程度のグループごとに田畑の間に交って記されている。その面積表示は例外なく出分を有し、屋敷地の総面積は基本面積五町三反三九代一分、出分面積四町三反四二代五分で、合計は九町七反三二代となる。従ってその一筆当たり平均面積は六一〇・二五分(二反一代四分才)となり、黒岩新町のその六倍強にも達する。この平均面積の差は、屋敷の面積規模別構成にも端的に示されており、黒岩新町の屋敷は四〇筆中二九筆までが一〇〜二〇代層であるのに対して、黒岩村では屋敷の半数が一〜二反層に属している。

これらのことから、天正期の黒岩村では、比較的面積の大きい屋敷が小さな屋敷群II小村をなして散在する景観が卓越し、その間にあって黒岩新町のみが小面積の屋敷が凝集する特異な存在であったことが判明する。

この黒岩新町は東ノ丁と西ノ丁とに分けられ、それぞれ一七筆、二三筆の屋敷を登録している。その検地は、前記

のように「新町西ノ丁南ノハシ川フチ」と注記された屋敷からはじまり、これに続く三筆の田地および各屋敷は、途中の二筆（新町西ノ丁の一四筆目と一五筆目）を除いて、いずれも「同し北」という注記を有して

同し北西丁北ノハシ

同（黒岩村） 孫六居

一ム（所）拾三代式分 下ヤシキ

同し（片岡分）

同し北西丁

同 彦四郎居

一ム拾五代三步 下ヤシキ

同 し

に至り、その次には、

同し東丁

同（黒岩村） 介兵衛居

一ム（所）九代三分勺 下ヤシキ

同し（片岡分）

同し南東ノ丁

同 与左衛門居

一ム拾代 下ヤシキ

同 し

と続いて、以下は新町検地最後の屋敷である。

同し南東ノ丁南ノハシ

同（黒岩村） 久兵衛給

一ム（所）拾考代三分 下屋敷

同（片岡分）

主作

まで、どの屋敷も「同し南」と注記されている。この間、新町西ノ丁の中ほど、一二筆目から一五筆目までの屋敷は

同し北西ノ丁大道ウラ

同（黒岩村） 五良二良居

一ム（所）拾八代 下ヤシキ

同分（片岡分）

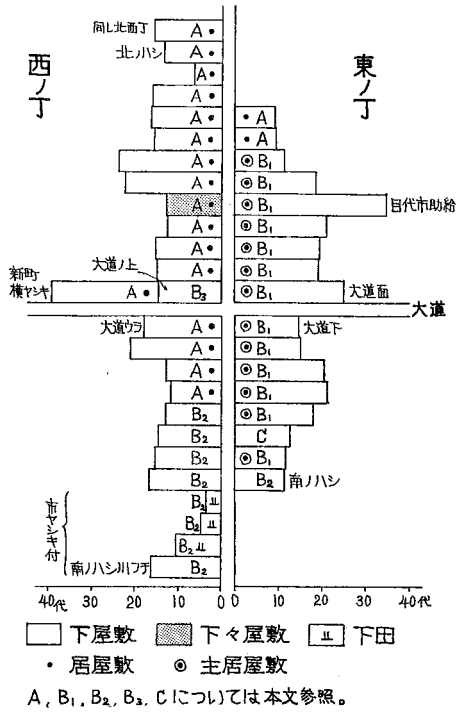
| | | |
|-----------------------|-------------|------|
| 同し北西ノ丁大道ノ上 | 同 | 藤兵衛給 |
| 一ム四代四分 下ヤシキ | 同 | 分 |
| 新町横ヤシキ | 黒岩村 | 助二良居 |
| 一ム式十九代三分 下ヤシキ | 同 | 片岡分 |
| 同し東西ノ丁 | 同 | 源次郎居 |
| 一ム拾五代 下ヤシキ | 同 | し |
| と記され、新町東ノ丁でも九筆目と一〇筆目が | | |
| 同し南東丁大道面 | 同(黒岩村)新左衛門給 | |
| 一ム(所)式十五代才 下屋敷 | 同し(片岡分) | 主居 |
| 同し南東丁大道下 | 同 | 新三良給 |
| 一ム拾四代五分 下屋敷 | 同 | し |
| | | 主居 |

となつてゐる。

このような『地検帳』の記載様式から、黒岩新町の集落形態は、南北に伸びる街路をはさんで東ノ丁と西ノ丁とが相對し、「新町横ヤシキ」と注記された西ノ丁一四筆目の屋敷を除いて、すべての屋敷がこの南北街路に沿つて列状に配列する街村をなしてゐたこと、およびこの街村の中ほどを「大道」と呼ばれる街道が横切り、「新町横ヤシキ」はこの「大道」沿いに位置してゐたことが想定される。第一図は、街村の主軸をなす南北街路と「大道」との交点を基準に、『地検帳』の記載順序に従つて各屋敷の配列と面積を图示したものであるが、ここでは各屋敷の平面形態は考慮されていない。

金千代・黒岩左馬進・横皇刑部進・岡林善兵衛といった上・中級給人や、定尺二良衛門・定尺源四郎・中間与左衛門・中間喜助といった無姓の下級給人が大部分を占め、給人層以外では観音堂・瑞応寺・宮原寺・常光寺などの寺名がみられるのみで、両者の間で顕著な対照を示している。黒岩新町の屋敷名請人は農民または商工業者であろう。

その記載様式は、A単に「某居」と記されたものと、B「某給」と記されたものに分けられ、後者はさらにB₁「某給 主居」と記されたものと、B₂「某給 主作」と記されたもの、およびB₃「某給」とのみ記されたものとに分けられる。このほか、黒岩新町では唯一の事例であるが、東ノ丁一五筆目の屋敷はC「新蔵扣」となっている。この



第1図 黒岩新町の屋敷配列と屋敷面積

これらの屋敷の品等は、西ノ丁一八筆目の一筆が下々屋敷となっているのをのぞくすべてが下屋敷となっているが、このように下屋敷が卓越するのは黒岩新町のみに限られることではなく、黒岩村全体に共通するものである。これに対して屋敷名請人の名称は、黒岩新町の場合前記の若干の例示からも知られるように与助・久兵衛・孫六・彦四郎といった姓に記されない名前のみであるのに対して、

黒岩村の場合は屋敷・田畠を問わず片岡

うち、AとB₁の記載は、名前を明記された名請人がその屋敷に居住していることを示すものと解されるが、Aの記載の様式が西ノ丁に圧倒的に多いのに対してB₁のそれは東ノ丁に限られている事情や両者間の差異については不明である。B₂の記載はその名請人がみずからその土地を耕作していることを示すものと推定されるが、その記載例は田地のみに限らず屋敷地にもみられる。この場合の屋敷地は、居住が放棄されて耕地に転換していたことを示すものであるうか。B₂の記載にみえる名請人の名前は、いずれもAおよびB₁のタイプに記載された名請人の中にみられ、黒岩新町の田地および耕地化された屋敷地は、いずれも同町の居住者によって作付されていたことを示している。B₂のタイプは黒岩新町の中心部、南北街路と「大道」との交点の北西隅に位置する西ノ丁一三筆目の屋敷に付された「藤兵衛給」のみであるが、この藤兵衛という名前は「黒岩村地検帳」ではここ一ヶ所に姿を見せるのみで、委細は不明である。

C「新蔵扣」の新蔵は西ノ丁二〇筆目に「新蔵居」と記された新蔵と同一人物であろう。この「某扣」という記載は、高岡郡高岡市で「家なし」と注記された空屋敷がすべて「某扣」として登録されていたケース⁽⁴⁾と対照するとき、黒岩新町の場合も、この屋敷がすでに「家なし」という状態になっていたものと考えることができよう。しかし「某扣」とはなっていないのだから、まだ耕地化はされていなかったのであろう。

以上の検討によって、天正一八年の検地当時、黒岩新町に居住していたのはAおよびB₁の様式で記載された者であったと推定される。Aタイプの記載は一九筆の屋敷に一九名、B₁タイプの記載は一三筆の屋敷に一三名みられる。この合計三二名の名請人は、同音異字の「孫市」（西ノ丁一〇筆目）と「孫一」（東ノ丁八筆目）を別々の人物とみれば、全員がその名前を異にしていることから、黒岩新町の住民は三二名^{||}三二戸であったと考えられる。

『地検帳』は、四月一二日検地の「新町」に続く同一五日検地のホノキ「ソ子タ」に「市ヤシキ付」と注記された

次の三筆の田地を記している。

| | | | |
|-----------|---------|--------|-------|
| 同し(ソ子タ) | 西市ノヤシキ付 | 同(黒岩村) | 目代市助給 |
| 一々(所) | 三十参代 上 | 同(片岡分) | 主作 |
| 同しノ南市ヤシキ付 | | 同 | 同し給 |
| 一々九代考分 | 下 | 同 | 主作 |
| 同し南市ヤシキ付 | | 同 | 孫六給 |
| 一々六代四分 | 下 | 同 | 主作 |

これらの田地を給され、みずから耕作していた市助と孫六はいずれも黒岩新町の住民であり、ことに二筆四二代一分の田地を名請していた市助は「目代」という肩書を有する有力者で、三四代五分と黒岩新町最大の面積を有する屋敷に居住し、西ノ丁五筆目の下屋敷一六代三分(5)をも給され、「主作」していた。このように黒岩新町の住民は、みずから町内や隣接の田地はもとより、町内の無住となった屋敷地をも耕作していたのであり、目代市助はその中でも最も多くの土地を集積していた。それはまた、当時なお半農半商工段階にあった地方的中心集落商工業者の状況を示すものともいえよう。

二、黒岩新町の位置とプラン

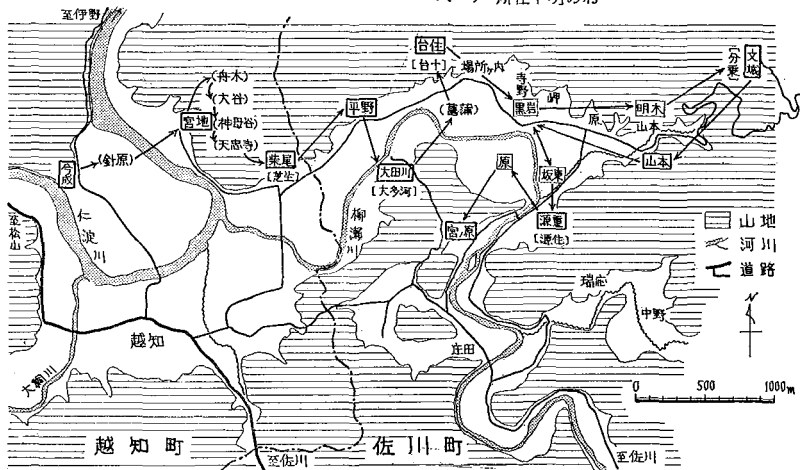
黒岩新町、あるいは黒岩村の名称を伝える地名は、近年の町村合併によって佐川町に併合されるまでは高岡郡黒岩

黒岩地検帳の検地順

矢印は検地順を示す。

地検帳記載の村のうち

- 1:25,000地形図の集落名と一致する村
- ⊃ 同上の異字村名
- 1:25,000地形図に見られない村
- () 所在不明の村



第2図 黒岩地検帳の検地順

村という行政村の名称として伝えられてきていたが、旧藩政村の名称を受けつぐ大字名としては早くから失われてしまっていた。それだけに黒岩新町や黒岩村の所在を限定する作業に手間どった訳で、『黒岩地検帳』によって小村こむらごとの検地順序を現地の状況と照合しながら復原するという作業を余儀なくされた。その手懸りとなったのは二万五千分の一地形図に記された集落名であり、地形図にみられない小村については『地検帳』の当該小村に記されたホノキ名と現在の小字名とを比対することによって、その所在を確定した。第二図はその作業結果を示したもので、小村ごとの検地順を矢印で示している。
(6)

こうして確定された黒岩新町および黒岩村は、現在の高岡郡佐川町大字黒原のうち、北流してきた柳瀬川が西方へ向きをかえる屈曲点の北岸に位置し、そこには現在も「新町」「黒岩」という小字名が残されている。この地は現在の高知市中心部から西方へ約二二キロメートル

第2表 黒岩村各小村の屋敷品等別屋敷数

| 村名 | 屋敷品等 | | | | | | | | |
|---|------|----|-----|----|-------|-------------|--------------------------|-----|----|
| | 上 | 中 | 下 | 下々 | その他 | 備考 | 不明 | 計 | |
| 今成 針原 宮地 クキ 舟木 舟谷 大木 神母 天忠 芝尾 平野 大川 菖蒲 台十 黒岩 新町 明木 分乘 山本 坂東 源住 原 宮原 | | 2 | 3 | 1 | | 紺屋ヤシキ | | 5 | |
| | | | | | | | | 0 | |
| | | 1 | 1 | | | | | 2 | |
| | | | 1 | | | | | 1 | |
| | | | 2 | | | | | 2 | |
| | | | | | | | | 0 | |
| | | 1 | 2 | | | | | 3 | |
| | | | 1 | | | | | 1 | |
| | | | | 1 | | | | 1 | |
| | | | | 24 | 11 | 下畠1 | 天忠寺 徳住寺 | | 36 |
| | | 4 | 3 | | 13 | 下畠2 | | 2 | 24 |
| | | | 4 | | | | | | 4 |
| | | 1 | | | | | | | 1 |
| | | 2 | 9 | | | | 大平土居 台十寺 | | 11 |
| | | 2 | | 41 | 2 | 下山畠1 下畠1 | 観音堂 常光寺 古城居 御土居 | 1 | 48 |
| | | | | 39 | 1 | | | | 40 |
| | | | 4 | | 下々山畠2 | | | 6 | |
| | 1 | 10 | | 2 | 下々山畠3 | 薬師堂 | | 0 | |
| | 1 | 2 | | | | | | 16 | |
| | | 1 | | 1 | | | | 3 | |
| | | 1 | | 1 | | | | 2 | |
| | 3 | | | | | | | 3 | |
| | 1 | 2 | | 1 | | 宮原寺 八幡 | 1 | 5 | |
| 計 | 2 | 17 | 150 | 32 | 10 | | 4 | 215 | |

平野村の備考：皮細工ヤシキ，ヲク鍛治ヤ，紺屋ヤシキ

の地点にあたり、柳瀬川は南方につづく佐川盆地を排水して、現在の越知町中心市街北東方で仁淀川に注いでいる。この合流点には、明治初年まで仁淀川水運の船着場があった。

第二図はまた、『黒岩地検帳』に記載された小村の分布をも示しており、この『地検帳』作成当時黒岩として一括された領域（これを小村こむらとしての黒岩村と区別するため、黒岩郷と呼ぶことにする）は、現在の佐川町域と越知町域とにまたがり、柳瀬川下流域から仁淀川との合流点付近にまでひろがっていた。第二表は『地検帳』記載の小村ごとに屋敷数および屋敷品等を集計したもので、検地当時の黒岩郷では合計二一五筆の屋敷が登録され、その七〇%を占める一五〇筆は下屋敷であった。黒岩郷を構成する小村は二三ヶ村あり、その中には針原・舟木・分乗のごとく屋敷を一筆も登録されていないものや、クキ谷・神母谷いひ・天忠寺・菖蒲のように登録屋敷を一筆しか有しないものもあったが、一方では黒岩村の四八筆をはじめ、新町の四〇筆、芝生の三六筆、平野の二四筆など、かなりの登録屋敷数を有する小村もあった。これらのうち、黒岩村の屋敷が数筆ずつの群に分れて散在する小村しょうそんであったことは前述したが、芝生村や平野村の場合も『地検帳』の記載様式からこれと類似した集落形態であったと推定され、四〇筆の屋敷が街村をなす黒岩新町は黒岩郷中最大の集落であった。

第二表の備考欄には、『地検帳』記載の古城や土居・寺社のほか、その注記によって知られる手工業者をも示しておいた。これによって黒岩郷ではその東半部に土居や寺社が多く、黒岩村がその核心をなしていたこと、手工業者は中央部の平野村に皮細工・鍛冶・紺屋が居り、西端の今成村にも紺屋があったことが知られる。

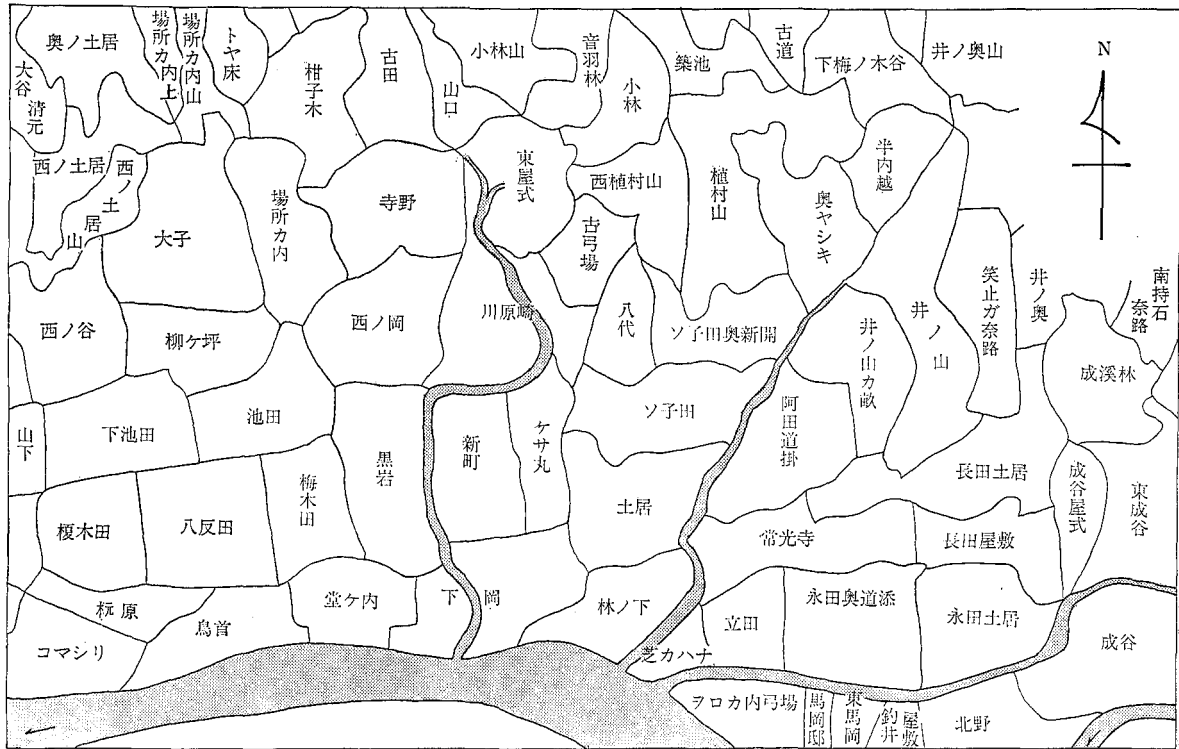
このように黒岩郷の核心をなす黒岩村の、そのまた中心部を占める地区について現在の小字分布を示すと第三図のようになる。一方、この付近の『地検帳』は左記の順序でホノキ名を示している（「」内は『地検帳』のホノキ名に

対応する現在の小字名)。

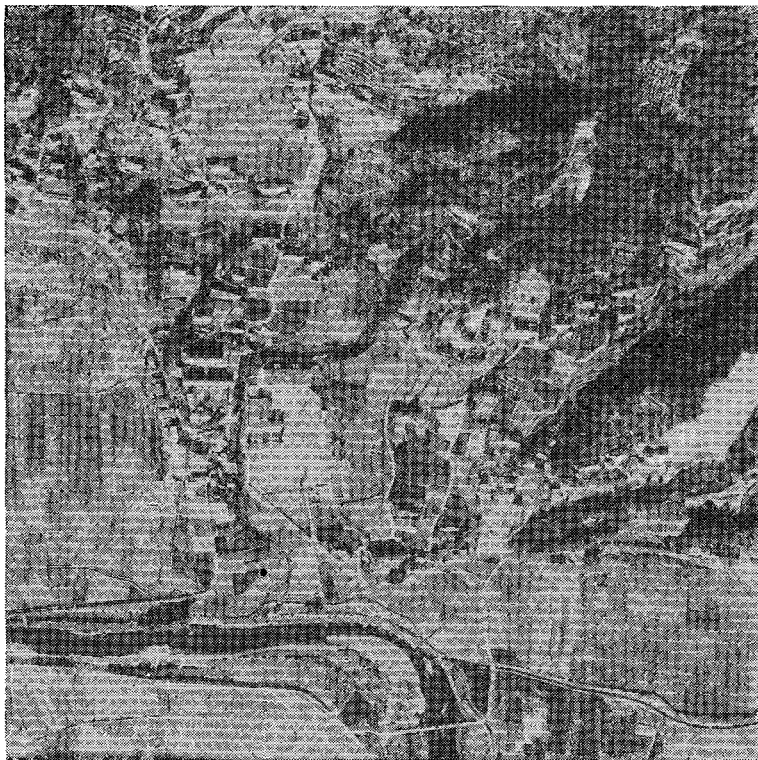
(前略) 八反タ〔八反田〕↓□木タ〔梅木田〕↓エノ木タ〔榎木田〕↓ヒノクチ↓□池田〔下池田〕↓□東↓□神前↓□ケ坪
 〔柳ヶ坪〕↓□ハイカツホ↓下池□〔下池田〕↓池田〔池田〕↓ツイチハナ↓ヒカシヤマ↓ハセウカ□ノ上〔場所ケ内〕↓ニシノ
 岡〔西ノ岡〕↓寺野〔寺野〕↓神ノ木ノ前↓コウシノ木〔柑子木〕↓フルタ〔古田〕↓梅ノ木↓コハヤシ〔小林〕↓東ヤシキ
 〔東屋式〕↓古弓場〔古弓場〕↓寺ノ〔寺野〕↓堂ノウシロ↓仁井ヤ↓西ノ岡〔西ノ岡〕↓本ノ尾西ウサカリ共↓観音堂ノ西↓
 サエン所↓観音堂寺中↓川原崎谷川フチ〔川原崎〕↓黒岩古城〔黒岩〕↓城東ノ下ホリ↓二ノ堀↓下ヲカ〔下岡〕↓西フチ岩↓
 川窪↓ヒノクチ大道ノへ↓新町〔新町〕↓ケサ丸〔ケサ丸〕↓ヒカシテン↓ソ子タ〔ソ子田〕↓土居〔土居〕↓サカリ溝カケテ
 ↓アタニ谷道カケテ〔阿田道掛〕↓常光寺谷↓ソ子タ〔ソ子田〕↓谷タ↓ソ子タノヲク新ヒラキ〔ソ子ダ奥新開〕↓井ノ山〔井
 ノ山〕↓立タ溝カケテ〔立田〕↓横田↓永田ノ面↓竹ノ下↓永田ノヲキ〔永田奥道添〕↓山ノ下↓常光寺寺中〔常光寺〕↓ナカ
 タノ土居〔永田土居〕↓成谷〔成谷〕↓(下略)

これらのホノキ名のうち、かなりのものは今日すでに失われてしまっているが、それでもなお半数以上は現在の小
 字名との対照が可能で、これによってこの地区の検地順序を推定すると第三図の矢印のようになる。そこから読み取
 れるのは、一見無秩序にみえる検地も、実は一定の順序に従って隣接した小字をたどりながら実施されていたとい
 うことであり、この検地順序から、『地検帳』に四〇筆の屋敷からなる街村を登録された黒岩新町が、現在の小字「新
 町」を含む地区であったことが確認される。

この地区は、現在の佐川町域北端を限る標高四七六・六メートルの行司ヶ岳の南麓に付着した河岸段丘に相当し、
 段丘面は小河川によって開析されていくつかのブロックに分れている。小字「新町」およびその東に接する「ケサ丸」
 は沖積低地との比高数メートルの低位段丘面上にあり、その西に接する小字「黒岩」と東側の小字「土居」は、さら
 に数メートル高い高位段丘面に位置する。これらの段丘面は北から南へ向って緩斜しており、低位段丘面は小字「新



第3図 黒岩村の小字分布



第4図 黒岩新町付近の空中写真

(昭和48年12月、日本航業株式会社撮影)


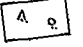

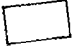



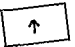


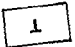
町」および「ケサ丸」から、これに南接する小字「下岡」の東半部まで連続する平坦な緩斜面をなして、柳瀬川北岸に至っている。第四図はこの地区の空中写真で、上述のような立地環境を読み取ることができる。そこにも示されているように、現在では小字「新町」の大部分と「ケサ丸」の一部は佐川町立黒岩中学校の敷地に転用されて大幅な改変を受けている。


そこで、明治前期の地籍図（佐川町役場蔵）によって、小字「新町」とその隣接地区の当時の土地割と土地利用を示したのが第五図である。これによると、小字「新町」の中央よりやや東寄りの部分に南北走する

小径がみられ、その南方への延長は小字「下岡」を貫いて柳瀬川北岸に達している(図中のA—B街路)。この小径の両側には小径に直交する地籍界によって区画されたブロック型・短冊型の土地割が認められ、明治前期には一面の水田になっていた。また、小字「新町」の南端には、小字「下岡」との境界をなすやや大きな道路が認められ、この道路は大字黒原を貫通して周辺の村々へ続いている。この道路が前述の「大道」に相当するものと考えられ、往時の黒岩新町はA—B街路をはさんで南北に細長い街村をなしていたものと推定される。

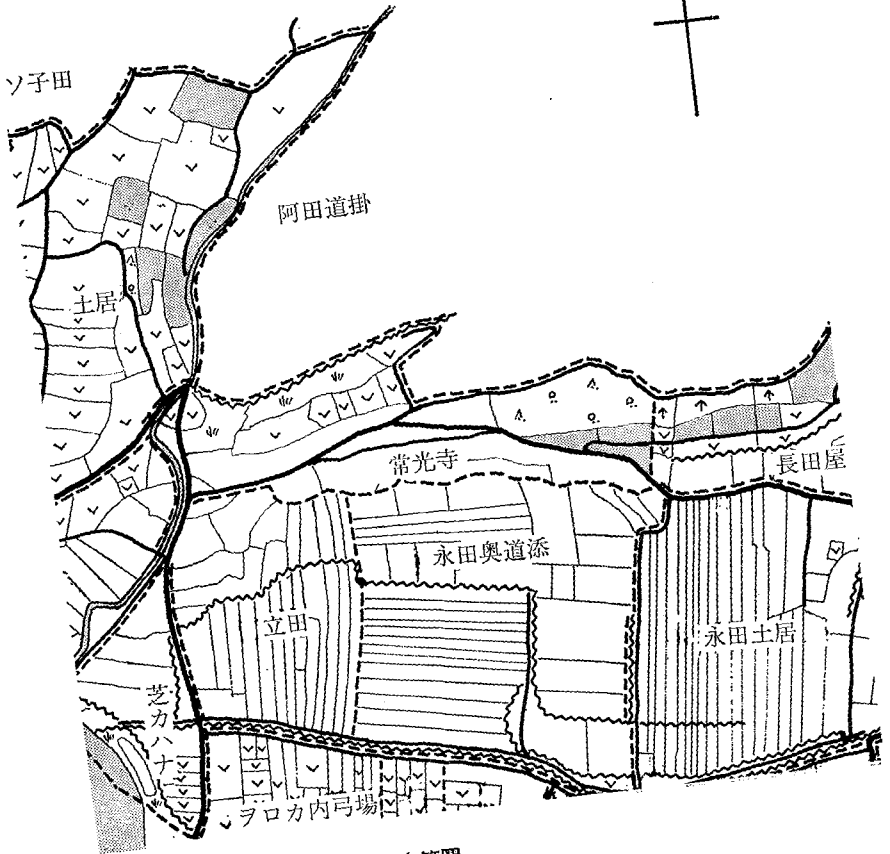
このA—B街路は低位段丘面の中央部をほぼ直線状に南北走しており、その間の距離は二一七・二メートルを測る。一方、小字「新町」と「ケサ丸」との境界線(C—D線)は、若干の屈曲はあるものの、これまたほぼ直線状に南北走し、A—B街路の北半部に平行している。しかもこの小字界は、低位段丘上の平坦面に設定されているにもかかわらず、「ケサ丸」と「土居」、あるいは「新町」と「黒岩」との間の小字界のように、道路や水路を利用したものではなく、水田相互間の地籍界がそのまま小字界になっているのである。このことは、かつてこの地区にA—B街路をはさんで形成されていた街村の屋敷地の背後を画す地籍界が「新町」と「ケサ丸」とのホノキ界とされ、それが今日の小字界にまで踏襲されてきたことを推定させる。

そこで、A—B街路と「大道」との交点をOとし、A—O間の距離を計測すると一二九・六メートルとなり、これは『地検帳』の検地竿(?)では六七・九間に相当する。一方、A—O線とC—D線との間隔は、両線とも若干屈曲しているため場所によって多少の差はあるが、平均的には二八・八メートル、すなわち『地検帳』検地竿の一五・一間である。従って四辺形AODCの面積は一、〇二五・二九歩、すなわち三反二〇代五歩才ということになる。ところで、この四辺形AODCの地区に相当するのは、黒岩新町の街村のうち、東ノ丁の大道以北に位置する九筆の屋敷地

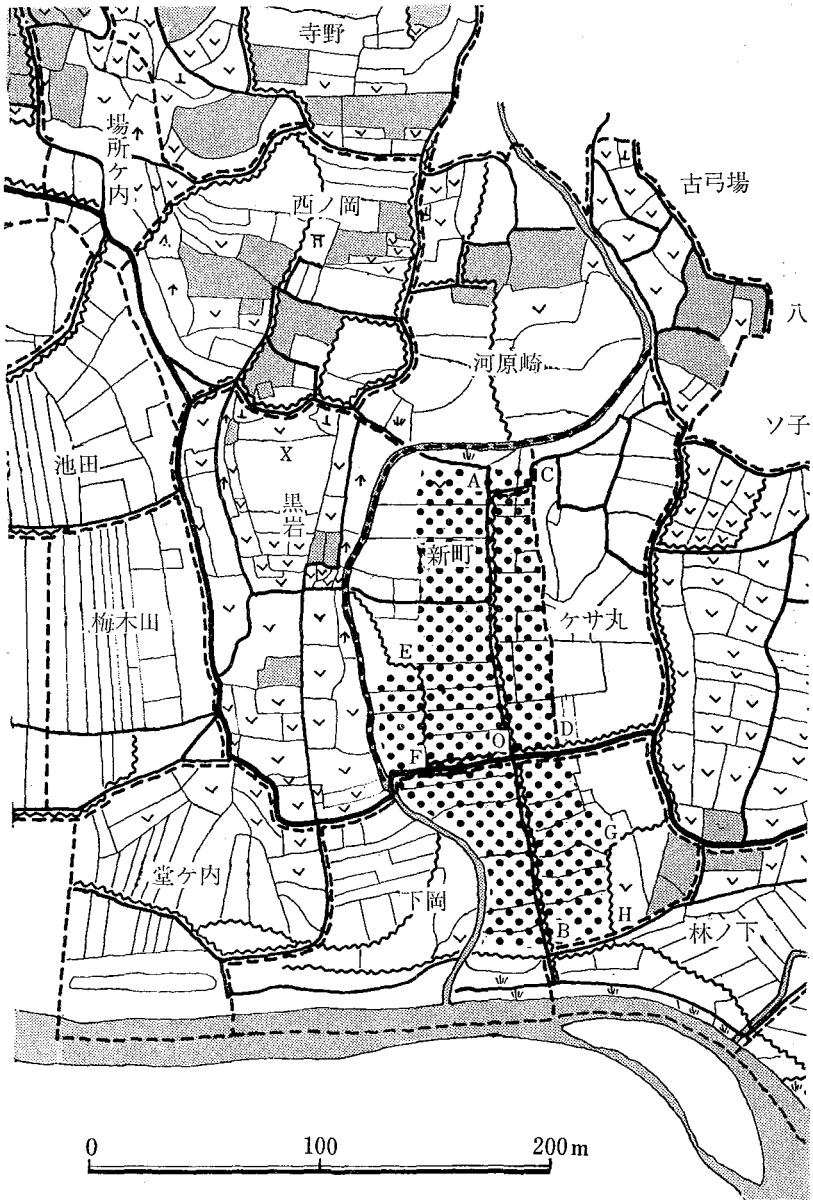
- | | | | | | |
|---|----|---|----|---|-----|
|  | 宅地 |  | 山林 |  | 道路 |
|  | 田地 |  | 草地 |  | 水路 |
|  | 畑地 |  | 竹林 |  | 小字界 |
|  | 伐畑 |  | 墓地 | | |

 黒岩新町の範囲 (推定)

八代



土地利用および黒岩新町の推定範囲



第5図 黒岩新町付近の土地割と

であり（第一図参照）、その合計面積三反一九代勺才は前記の計測面積ときわめて近似した値を示す。このことは、前述の推定の正しさを証明するものといえよう。

これ以外の地区については、その土地割が不規則であったり、また小字「新町」と「黒岩」の間を画す小河川が浅い谷を刻んでいて起伏のある地形となっているため、前記のような計測は容易ではないが、前述のA—O間の長さで「大道」以北の西ノ丁の屋敷のうち、「新町横ヤシキ」と注記された一筆を除く屋敷地の総面積三反四九代四分を割ると、この街区の平均奥行は三三・六メートル（『地検帳』の検地竿で一七・六間、以下同じ）となり、この長さはA—O街路にはほぼ平行して南北流するE—F間の水路とA—O街路との間の距離にはほぼ対応する。また、「大道」の幅を二間〓三・八メートルと仮定すると（8）、⁸「大道」以南の街路の長さ（O—B間）は八三・八メートル（四三・九間）となり、この長さで東ノ丁「大道」以南の屋敷地総面積二反二五代勺を割ると、その平均奥行は三二・六メートル（一七・一間）となる。この長さはまた、O—B街路にはほぼ平行するG—H水路とO—B街路との平均的な間隔に近似する。同様にして、西ノ丁の「大道」以南街区についてもその平均奥行を算出すると四一・〇メートル（二一・五間）となるが、この地区は第五図からも知られるように曲流する小河川によってその背後を画されているため、これに対応する地割線は見出せない。しかし、この曲流する小河川とO—B街路にはさまれた地区の面積は、西ノ丁「大道」以南街区の総面積にはほぼ対応する。

以上の検討によって、黒岩新町の街村は、第五図に示したように、A—B街路を中軸として小字「新町」の北端から「下岡」の南部〓低位段丘面の南端まで連なり、「大道」に面した西ノ丁の西側には「新町横ヤシキ」が付着していたことが確認される。この街村の南北長二二七・二メートル（一一三・八間）は、吾川郡弘岡市の約三〇〇メートル

ル(二〇〇間)に比べると約三分の二にすぎないが、これは弘岡市の市屋敷が五一筆であったのに対して黒岩新町の屋敷は四〇筆にすぎなかったことによるもので、屋敷の平均奥行が一五、二二間であった点では共通している(9)。

黒岩新町の南端が柳瀬川に接していたことは、『地検帳』の新町冒頭に「新町西ノ丁南ノハシ川フチ市ヤシキ付」と注記された屋敷地が登録されていることから知られるが、黒岩新町がこの河岸を通じて仁淀川水運につながっていたことは後述する片岡盛衰記の記事によって知られ、天正一七年の『分徳越知地検帳』(10)が、現越知町域の仁淀川と支流大桐川との合流点近くに位置する文徳村に「舟戸」、越知町中心市街の一面に相当すると推定される部分に「舟クラ」「小舟ヤシキ」というホノキ名を有し、『黒岩村地検帳』もまた黒岩新町南方の坂東村に「水舟」というホノキ名を記していることから、少なくともこの付近までは水運が開けていたものと考えられる。

一方、黒岩新町と外部地域とを結ぶルートとしては、街村の中央部を横断して東西走する「大道」が注目される。この大道という記載は『地検帳』の注記の中にしばしば散見されるもので、横川末吉は吾川郡春野町域について、この注記を有する村を結ぶことによって復原されるルートを、当時の主要交通路であったと考えている(11)。『黒岩村地検帳』では、黒岩新町のほか平野村と芝尾村に「大道」という注記がみられ、当時の主要交通路が仁淀川右岸まで通じていたことが知られる。このルートはさらに、柳瀬川下流を渡って現在の越知町中心部にまで続いていた可能性もあるが、この地区を対象とした『分徳越知地検帳』には「大道」という注記がみられないため確認はできない。これに対して、黒岩郷の南に接する庄田村々の『地検帳』(天正一七年)は庄田村と中野村に「大道」という注記を有し、さらにその南に続く佐川郷の『地検帳』(天正一七・一八年)は、永野村・永野縁野・室原村・井タツクノ村(現虎杖野)・三ノノ島村・井ワイ谷村・内原村・川内村・やなせ村と多くの村々に「大道」を記している。第六図

に示した主要交通路はこれらを結んで想定したものであり、黒岩新町が柳瀬川上流にひらける佐川盆地の村々と結ばれ、さらにそこを經由して大高坂（近世以降の高知）や高岡郡最大の中心集落であった高岡市¹²、あるいは高岡郡南部海岸の洲崎¹³へと通じていたことが知られる。

このように、黒岩新町が「大道」を通じて近隣の村々、さらには周辺の中心集落へ結びつけられていたとすると、その街村が「大道」を軸とするのではなく、これに直交するA—B街路を軸としていたという事実は一見奇異に思われる。黒岩新町のプランを、このように一見奇異なものにした要因の第一はその地形的条件に求められよう。すなわち、黒岩新町をのせる下位段丘面は南北方向に長く、その東西両側は上位段丘との間を画する崖と小河谷によって限られていたのであり、下位段丘面上を東西にほぼ直進する「大道」の延長は一三二メートル（六九・一間）を測るにすぎない。この長さは「大道」を軸とする街村を建設する場合の町並の総延長を規制するものであり、四〇軒の屋敷を収容するためにはやや短小である。その二は黒岩新町とは小河谷を隔てた小字「黒岩」の北部に今日もおその遺構の一部を残している黒岩城、および黒岩新町の南端にあたる柳瀬川との位置関係である。後述するように、黒岩新町はこの地域の国人領主として成長し、黒岩城主としてその最盛期を現出した片岡氏によって建設された城下市町と考えられるが、その際重視されたのが黒岩城と柳瀬川河岸とを結ぶルートであり、これを軸として町並が整備されたものであろう。そして片岡氏の盛期には、陸上交通路よりも柳瀬川と仁淀川を結ぶ水運の方が、より重要な交易ルートとして機能していたと考えたい。

三、黒岩新町の発達と衰退

戦国時代に黒岩城を本拠としてこの地域を支配していたのは片岡氏であった。まず、主として『高知県史』(14)および『佐川郷史』(15)をもとに、片岡氏の成長と戦国時代のこの地域の状況について概観しておこう。

片岡氏は仁淀川の中流、吾川・高岡両郡にまたがる吾川山庄を基盤として成長した国人で、『片岡物語』(16)によれば、平家の滅亡後別府氏のもとに身をよせていた蓮池家綱の兄坂東太郎経繁が、別府氏に叛いたこの地域の土豪矢野和泉守俊武を討って吾川山庄を手中におさめ、出身地上野国中野の荘片岡の地名を氏としたという。その後、南北朝時代には経繁の後裔経義・直嗣の兄弟が北朝方として活動した。室町前期には片岡直之が黒岩郷代官を務め、その跡を嗣いだ直綱は柴尾城に拠って勢力を拡大した。直綱に続く直経・直道はそれほどの力もなかったが、文明一六年(一四八四)直道の死後直光が継ぐと、柴尾の居城を廢して上流寺野に新城を築き、これに移った。この城が黒岩城である。

永正一七年(一五二〇)に直光の後をついだ茂光は、翌大永元年に直綱以来の支城徳光の城下にあった台住寺を黒岩城西方の山麓に移して累代の菩提をとむらう一方、越知に支城清水城を設けて以北の守りとした。この頃、佐川盆地の中央部佐川城(のち松尾城と改称)には永正一四年の戸波恵良沼の戦で滅亡した佐川越中守の後をうけて三野氏(のち中村氏を称す)が居り、南部の斗賀野城には米森氏、西部の尾川城には近沢氏、黒岩城との中間庄田には中山氏が割拠して、蓮池城主大平氏のもとに属していた。天文一五年(一五四六)一条氏が大平氏を滅して高岡郡に進出すると、かれらもまたその勢力圏下に組み込まれることになったことはいずれでもない。

その一七年後、永祿六年（一五六二）には土佐中原の覇者長宗我部氏が仁淀川東岸の吉良城を奪取して、仁淀川西岸以西を勢力圏とする一条氏と対峙するようになり、永祿一二年には吉良城主吉良親貞が謀策をもって仁淀川西岸の蓮池城を陥れた。この事件をきっかけとして長宗我部氏による一条氏攻略が進められ、元亀元年（一五七〇）には片岡氏をも含めて佐川盆地の諸氏がその軍門に下り、ただ一人頑強な抵抗をつづけた米森氏はその居城斗賀野城に戦死した。佐川盆地平定後、長宗我部氏は尾川城主中村越前守には隠居を命じて、その後、重臣の久武内蔵助親直を入れて佐川城主とし（久武氏は石ノ尾城を修築してこれに拠った）、黒岩城主片岡光綱は本領を安堵された。また、尾川城主近沢將監祐清はその文筆の才をかわれて祐筆役となり、庄田の中山氏はこれより先天文初年に尾川城主中村氏に併合されていた。

長宗我部氏はその後、天正二年（一五七四）公家大名一条氏を下し、翌三年には甲浦城を攻略して土佐一国を統一した。次いで天正四年からは四国制覇にのりだして各地に転戦し、片岡氏以下の諸氏もこれに従って出陣したが、片岡光綱は天正一三年伊予国金子陣で戦死した。この年長宗我部元親は秀吉に降って和議を結び、翌一四年には秀吉の九州征伐に従軍した。この九州出陣で片岡氏は、豊後国戸次で光綱の子光政（一説甥）を戦死させた。

片岡氏がこの地域で大きな勢力を有していたことは、その所領を示す「片岡分」が高岡・吾川両郡の北部山地から中部丘陵地帯にかけて一〇〇〇町歩余り『地檢帳』に登録されていることから知られる。その本拠黒岩城そのものは検地の対象外とされたものか、『地檢帳』に記されていないが、

黒岩古城詰門外小タン共ニ

一、（所）壹反拾七代壹分 下屋敷

同（黒岩村）次良大夫居

同し（片岡分）

とあって、天正一八年検地の時点ではすでに黒岩城が古城と呼ばれる状態に廃城になっていたことを示している。この黒岩は現在では黒岩中学校の敷地となつて、わずかに土塁の一部を残しているにすぎないが、明治前期の地籍図は小字「黒岩」の北部にその遺構を示しており（第五図×点）、その規模は東西の最大幅および南北長とも約七〇メートル（土塁を含む）を測る。

これに対して『地検帳』は、

| | | |
|--------------|-----------------|-------|
| 同し（ソ子タ）東トイノ後 | 黒岩村 | 片岡右近給 |
| 一々（所）三十代 | 出壹反拾壹代壹分 上屋敷 | 片岡分 |

（三筆分中略）

土居

同

主居
御土居

一々壹反

出四拾八代
上屋敷

同

土居ノ南上下かけて

黒岩村

片岡右近給

一々式十代

出貳拾參代壹分
下屋敷

片岡分

五良左衛門居

と片岡分の「御土居」を記し、その背後には給主片岡右近が居住する総面積一反四一代一分の屋敷が、またその南には片岡右近に給された総面積四三代一分の屋敷があったことを示している。この「御土居」こそ、検地の時点での片岡氏の本拠と推定されるが、その居住者は記されていない。「御土居」の背後に屋敷を構えていた片岡右近は、『南路志』（17）に親光（光綱）の弟紀伊守（上八川柚ノ木村ヲ攻）の子右近（居佐川）とあり、『佐川郷史』が光綱の弟

直季（上八川城主）の子で、平右衛門（尾川片岡祖）の父として右近に相当するものと考えられ、片岡氏本宗にきわめて近い人物であった。

このほか『地檢帳』は、佐川盆地から高知平野に向う出入口にあたる日下川上流河谷の加茂永竹村に位置する大谷土居ヤシキ（片岡治部給、主居）（18）を片岡分としているのははじめ、佐川盆地中央部では、

ヲキノ古城

同（三ノ野島村）新右衛門ゐ

一ノ（所）壹反四拾四代参歩 上ヤシキ

同し（片岡分）

（中略）

ヲキノノ土のヤシキ

同 右衛門尉ゐ

一ノ貳反参十代 出参反貳十代

同し

内 貳反貳十代上
参反参十代中内荒拾代

と（19）、かつての三野氏の居城が片岡分となったことを示し、庄田でも

土居ヤシキ外懸テ四所

同（八幡村）同し名（焼栗名）

一ノ（所）壹反 出三反三十代貳分 荒壹反
内茶から五代

井領 同し（片岡分）

下屋敷

残作三反卅代二分

大良兵衛尉居

と（20）その土居屋敷が片岡分になっている。また、長宗我部氏に亡ぼされた米森氏の居城があった斗賀野では、

斗賀地土のヤシキ

同（下神崎村） 太良兵衛扣

一ノ（所）壹反 出貳反 内参十代中畠
貳反貳十代上

同し（片岡分）

（中略）

狩場ヤシキ

出壹反参十五代四歩才

同 同しぬ

一ノ式反

内 壹反四歩才上ヤシキ
式反参十五代下

同 同しぬ

参河ノ土の溝懸而

式反式歩上

同 同し扣

一ノ六段

出式反四十七代式歩

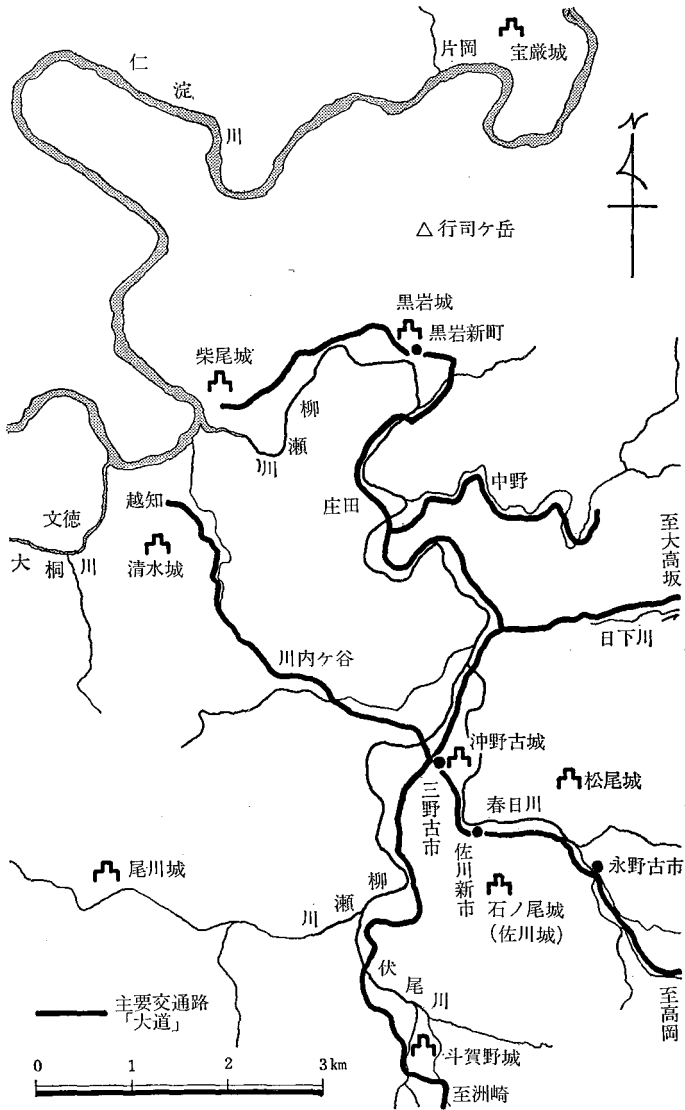
内 参反七代中
参反四十代下

同 し

と記され、かつての土居が耕地化されて、片岡分に編入されていたことが注目される。

片岡分以外では、榎田村に久武左衛門給の土居があり⁽²²⁾、師尾谷村には長宗我部氏によって隠居させられた中村越前守の「久万タ土る」⁽²³⁾が、尾川北地中屋村には、本領を安堵された近沢氏の「土る」⁽²⁴⁾が登録されている。

『地検帳』にみられるこのような状況は、元亀元年に長宗我部氏の軍門に下った片岡氏が、その居城黒岩城は廃城化されたものの、その東方に「御土居」を構えて本領を安堵されたうえ、さらに佐川盆地中央部や日下川上流河谷にも所領を拡大して、かつてそれぞれの地区を基盤に成長してきた小領主の土居をも支配するようになったことを示している。換言すれば、片岡氏は長宗我部氏に降ることによって、かつては片岡氏と拮抗する小領主の支配下にあった佐川盆地中央部などへも進出してこの地域最大の地域的領主にまで成長し、長宗我部氏による領国支配の一環を構成するようになったのであり、『佐川郷史』は片岡光綱が長宗我部元親の高吾北攻略にまっ先に恭順の意を表して降り、近郷諸族降伏の勧誘をも行ない、元親の信第一の将として「親」の一字を賜って親光と改名するとともに、家老職に補されて高岡郡の支配と諸氏の監督、連けいを託されたと述べている。佐川城に配された久武氏は元親の信任厚い重臣で、伊予攻略では軍総代に補された有力武将であるが、『佐川郷地検帳』に記されたその所領は約四町歩にすぎないこ



第6図 佐川盆地の城跡と主要交通路

とから、久武氏の佐川城は前述のような片岡氏に対する目付け的な機能をもったにすぎないものであったのであろう。一方、『佐川郷地検帳』は小村永野村に「古市」というホノキ名を有する田地や荒地を八筆登録しており（いずれも片岡分）、同三ノ野島村には

三野古市道懸而

同（三ノ野島村）手作分

一ノ（所）四反参十代

出参反四拾参代三歩才

同し（片岡分）

（中略）

ミノ古市ノカシラ踊堂詰而

同 本八乗台寺分

一ノ壹反拾代

出式十壹代壹歩

広井権進給

と記している。

前者は現在の佐川町大字永野小字「古ル市」で、前述の「大道」が春日川を渡る渡河地点に接しており、後者は佐川町大字乙部の小字「古市」に相当し、黒岩から南下して斗賀野經由須崎に至る「大道」と、越知から河内ヶ谷、永野を経て高岡に至る「大道」との交点に位置している（第六図）。後者の小字「古市」の北東部には小字「沖野古城」が隣接しており、その北方には小字「三野土居」があつて、それぞれ前記の「ヲキノ古城」および「ヲキノ土のヤシキ」に対応する。

これらはいずれも『地検帳』検地の段階では「古市」と呼ばれる存在であつたが、かつては中村氏の居城松尾城や三野氏の居城沖野古城との関連で市が開かれていたものと推定され、とくに後者では「市ノカシラ」に踊堂があつたことが注目される。

筆者は、この両市が「古市」化したのと、前述のような片岡氏の成長、ことに長宗我部氏領国における地域的領主としての地位確立とが密接な関連を有し、両者を結びつけるのが黒岩新町であったと考えている。すなわち、片岡氏は長宗我部氏に下ることによって、その居城を廢城化されたことに象徴されるように封建領主としての独立性は損われたものの、佐川盆地とその隣接地域の多くをもその所領に組み込んで、地域的領主としての地位とそれを支える基盤を拡大した。そして、このような背景のもとで、それまで佐川盆地中央部の永野や沖野で開かれていた市場の機能をも自らの居館「御土居」に隣接する黒岩新町に吸収して、その充実を計ったものであろう。

この間の事情を物語る直接的な史料は残されていないが、『地檢帳』の記載から想定される黒岩新町のプランは、前述のように黒岩城と柳瀬川北岸とを結ぶ街路を主軸とするもので、小字「土居」に置かれた「御土居」とのプラン上の関係は稀薄であることから、少くとも黒岩新町の母胎が建設されたのは片岡氏の黒岩城在城時代であったと推定される。この頃の黒岩新町は、永野の古市や三野古市のように、なお黒岩市と呼ばれるような段階のもので、これが黒岩新町として町並を整えていったのは片岡氏が地域的領主としての地位を確立して永野や三野の市を吸収した時期であった可能性もある。黒岩新町の屋敷が、『地檢帳』に出分面積をまったく登録されていないことは前述したが、このことは黒岩新町の町割が、比較的『地檢帳』檢地に近い時期に、長宗我部政權下の領主によって実施されたことを示すものかも知れない。この点については、『地檢帳』記載の他の市町に関する事例研究をも踏まえたうえで、改めて検討してみたい。

それはともかく、片岡氏盛期の城下が賑わっていたことは、『片岡盛衰記』の一節に「今の本村は帯屋町とて南北一筋の町あり、中にも和泉屋勘兵衛とて茶屋あり、其時代は他国入込にて、大坂より遊女杯数多下り、新居浜（仁淀

川河口)迄舟通いければ、夜毎にうたいさかもり殊の外賑々しく今に茶園堂と申伝候」と記していることから知られる。『佐川郷史』はこの記事を、黒岩から北方へ行司ケ岳を越えて約三キロメートル隔った仁淀川北岸の片岡本村に位置する宝蔵城下のこととしているが、この地区の仁淀川は深いV字谷を刻んで東流していてその北岸には河道に沿った狭小な低地がみられるのみで「南北一筋の町」を収容するだけのスペースがなく、当該地区の『吾川郡片岡本村地検帳』⁽²⁵⁾も町並については何の記載も有していないことから、筆者はこの記事を、横川末吉⁽²⁶⁾と同様、黒岩新町に関するものと解したい(この記事にみえる和泉屋勘兵衛に相当する人物は『地検帳』にみえず、茶園堂についても不明であるが……)。

この黒岩新町も、片岡氏の最盛期を築き上げた光綱・光政が相次いで戦死した後の『地検帳』検地段階にはやや衰退に向い、前述のように町並の南端で六筆の屋敷地が耕地化され、一筆は空屋敷になっていた。この屋敷地の荒廢が柳瀬川に近い部分に集中していることは、『片岡盛衰記』の記事からも知られるように、片岡氏の最盛期には仁淀川水運を通じて領域外との流通も活況を呈していた黒岩新町が、片岡氏自体の衰退が進行していた検地段階では、領域外との流通を縮小して「大道」を媒介とする領域内流通を主体とする地方的中心集落に転化していたことを示すものと解される。しかし、この屋敷地荒廢も、当時進行しつつあった長宗我部氏の新城下町大高坂建設の影響をもちこらうむっていた弘岡市や高岡市の場合⁽²⁸⁾ほど顕著ではなかった。

このような状況を松本豊寿は市場集落の近世化と新設城下町との地域的対応関係の中でとらえ、局地的小商圈の中心である地方市町が大高坂城下町の成立によってその一部分を吸収されながらも町そのものは依然として存続し、その商圈は城下町の下部商圈として一つのユニットを形成して並立していた第二次圏と、最外圍の圏帯を構成する後進

地域という特色を有する第三次圏との交界地域にみられる特質として理解した。ここでは戦国期よりつづく有力地方領主の領域に市町が存在して、その市町は程度の差こそあれ、「給人的町ヤシキ所有」を特色とする第一型から「小商工人的町ヤシキ保有」を特色とする第二型への移行形態をみせるという²⁶。この指摘はまさに当を得たもので筆者も異論はないが、黒岩新町の場合、この第一型から第二型への転換が、かつては領主片岡氏の需要を主要な背景とする領域外との流通を主とする市町だったものが、片岡氏の衰退にともなって次第に領域内流通のウエイトを高めていったという動きの中で進行した可能性を指摘しておきたい。

このような黒岩新町も、江戸時代に入ると急速に衰退し、ついには第五図でみたように、一面の水田と化してしまった。その時期や経過については知る由もないが、山内氏入国の後、この地方の近世的在町として成長していった佐川と越知の発達が重要な要因となったことは間違いない。長宗我部氏によって佐川城主に任じられた久武氏がその城下に新市を開設したことは、『佐川郷地検帳』に

新市

本田村

一、(所) 式反式拾代 出式反拾四代三步才

久武内藏助給

とあることによつて知られるが、この新市はとうてい黒岩新町と対抗しうるものではなかった。ところが、慶長五年(一六〇〇)の関ヶ原合戦後、長宗我部氏が領国を没収されてその後山内一豊が入国すると、翌六年には一豊の国老格をもつて呼ばれた深尾重良が佐川郷一万石を領知して佐川城に入った。このとき、黒岩村は藩主山内氏の直轄地として深尾氏の采地外であったが、深尾氏がその城下に現在の佐川町中心市街の前身をなす町場を建設した際に黒岩新町はこの町場に吸収され、それ以後は佐川が佐川盆地唯一の在町として発達した。越知の発達はこれよりやや遅れ、

一七世紀中葉に推進された土佐藩の殖産興業政策の一環として仁淀川流域の林産物開発が進められ、その輸送のために仁淀川水運の整備が行なわれた際に、その拠点として町立てが行なわれたものであろう。やや時代は下るが、寛保二年（一七四二）の調査をもとにした土佐藩鄉村調査書⁽³⁰⁾によると、佐川村は戸数二六二戸、人口一、〇八九人、越智村は戸数一九六戸、人口八五七人であり、黒岩村は戸数一二九戸、人口五七〇人であった。明治八年（一八七五）の『共武政表』は越知については記していないが、佐川町については戸数四三三五戸、人口一、五九九人と記している。

本稿は昭和五一年度文部省科学研究費補助金（一般研究C）による研究の一部である。本稿作成のために種々御教示を頂いた島田豊寿、広谷喜十郎の両氏および現地調査で御案内頂いた佐川町在住の明神田作氏、さらに資料蒐集の便宜をお計り頂いた高知県立図書館、佐川町役場、越知町役場の関係各位に心から謝意を表す。

参考文献

- (1) 拙稿「中世城館の歴史地理学的考察——戦国大名領国の地域構造研究への試み——」『人文地理』一五の四・一九六三年。
- 拙稿「大名領国成立期における中心集落の形成——尾張平野の事例研究による検討——」『史林』四八の一・一九六五年。
- 拙稿「近世初頭萩藩領における市町の分布と類型区分」西村睦男編『領の歴史地理——萩藩——』大明堂 所収一九六八年
- 拙稿「近世初頭萩藩領における地方的中心集落の構造」『人文（京大教養部）』一四 一九六八年。
- (2) 拙稿「近世初頭土佐国における地方的中心集落（その一）」『織田武雄先生退官記念人文地理学論叢』柳原書店 所収一九七一年。
- 拙稿「戦国末期土佐国における地方的中心集落——吾川郡弘岡市——」『人文地理』二四の二 一九七二年。
- (3) 『長宗我部地検帳』高岡郡上の二 高知県立図書館 一九六三年。
- (4) 拙稿 前掲(2) 一九七一年。

- (5) この下屋敷の面積を、『地検帳』刊本は「拾六町二分」と記しており、高知県立図書館蔵の原本もまた「拾六町二分」と記しているが、それでは余りにも面積が大きすぎ、現地の状況とも対応しないので、この面積については『地検帳』原本そのものが誤記したものと考えて、本稿では「拾六代二分」とした。
- (6) 『地検帳』に示された一筆ごとの検地順序は、必ずしも小村ごとこむらごとにまわっている訳ではなく、隣接するいくつかの小村を行きつ戻りつしているが、その細部については現地比定の困難なものも多いので、ほど小村単位に簡略化して図示した。
- (7) 横川末吉『長宗我部地検帳の研究』高知市立市民図書館、一九六一年 によれば、『地検帳』の検地尺は大閤検地と同じ六尺三寸竿であった。従って、その一問の長さは一・九〇九メートルとなる。
- (8) 現在では、この「大道」に相当する道は幅二メートル程度の農道として残存するにすぎない。
- (9) 吾川郡弘岡市については、拙稿、前掲(2) 一九七二年を参照。
- (10) 前掲書(3) 所収。
- (11) 横川末吉『春野町史』春野町教育委員会 一九七六年。
- (12) 拙稿 前掲(2) 一九七一年参照。
- (13) 下村效「長宗我部地検帳による天正期地方小都市の考察——土佐国高岡郡洲崎——」『国史学』八四号 一九七〇年。
- (14) 須崎市史編纂委員会『須崎市史』須崎市 一九七四年。
- (15) 高知県編『高知県史 古代・中世編』高知県文教協会 一九七一年。
- (16) 明神健太郎『佐川郷史(高吾北の歩み)』一九七二年。
- (17) 結城有・明神健太郎『八幡荘伝承記並に片岡物語』一九七四年。
- (18) 『南路志』園田之部 高岡郡南片岡条。
- (19) 高岡郡賀茂村地検帳 前掲(3) 所収。
- (20) 高岡郡佐川郷地検帳 前掲(3) 所収。
- (21) 高岡郡庄田村々地検帳 前掲(3) 所収。
- (22) (23) 前掲(19)

- (24) 高岡郡尾川村地検帳 前掲(3)所収。
- (25) 『長宗我部地検帳』吾川郡下 高知県立図書館 一九六三年 所収。
- (27) 前掲(3)の解説、黒岩村地検帳の項。
- (28) 拙稿 前掲(2)。
- (29) 松本豊寿『城下町の歴史地理学的研究』吉川弘文館 一九六七年
- (30) 平尾道雄「土佐藩郷村調査書」『土佐史談』 八六号